

県庁外来駐車場における無料処理取扱の変更について

平成28年4月
総務部施設管理課

1 趣旨

県庁外来駐車場の混雑した状況を緩和し、多くの来庁者にご利用いただくため、駐車料金の無料処理有効時間を見直すことにより、利用者一人一人に必要最小限の利用をお願いするものです。

2 変更概要

(1) 無料処理時間の変更

無料処理の有効時間を原則として「入庫から3時間以内」に改め、必要に応じて「時間制限を設けない処理」を行うものとします。

(2) 具体的な無料処理の取り扱いについて

ア 一般来庁者

入庫から3時間以内の無料処理機で処理します。

イ 会議・研修等出席者

時間制限のない無料処理機で処理します。

ウ 県議会傍聴者に係る対応

県議会中は、議会受付（本庁舎東側玄関）に2種類の無料処理機で対応し、用務を聞き取りのうえ、次のとおり無料処理を行います。

(ア) 議会傍聴者

時間制限のない無料処理機で処理します。

(イ) 一般来庁者

入庫から3時間以内の無料処理機で処理します。

(3) 3時間の無料処理時間を超過した場合の対応

正当な理由で無料処理時間を超過した場合は、超過した時間の無料処理を行うための「駐車無料サービス券」を配付します。

[配付方法]

ア 就業時間内

施設管理課、守衛室、東分庁舎警備員室、自治会館管理人室、本庁舎1階正面玄関（受付）において、利用者から時間超過理由を確認し適正と認めた場合に配付します。

イ 時間外及び祝休日

守衛室、東分庁舎警備員室、自治会館警備員室において、警備員が時間超過理由を確認した上で、駐車無料サービス券を配付します。

3 運用開始期日

平成28年5月12日（木）午前0時から

[無料処理機配置先等] (計18台)

配置先等		台数	配置先等		台数
ア	本庁舎正面受付	1	カ	県北地方振興局	1
イ	西庁舎県民ホール	1	キ	県北建設事務所	2
ウ	本庁舎守衛室	1	ク	議会事務局	1
エ	東分庁舎警備員室	1	ケ	福島警察署	2
オ	自治会館管理人室	1	コ	会議等貸出用	7

※ 「コ 会議等貸出用」は、「時間制限を設けない無料処理機」とし、それ以外は全て「入庫から3時間以内無料処理機」とします。